

研修医の処遇

1. 研修医の処遇規程

- (1) 身分：会計年度任用職員
- (2) 報酬月額：1年次：351,000円、2年次：369,000円
- (3) 手当：宿日直手当 1年次：勤務1回につき10,500円
2年次：勤務1回につき21,000円
時間外勤務手当 診療業務に必要な勤務について支給
特殊勤務手当 レントゲン撮影等、特定の業務に従事した際に加算
期末手当（ボーナス） 6月と12月に支払い（ただし、在職期間に基づく割落とあり）
退職手当 勤務期間に応じて支給（6ヶ月以上勤務の者対象）
- (4) 勤務時間：8:30～17:15（週5日）
※月3-4回程度の宿日直勤務あり。
- (5) 有給休暇：年次休暇（1年次10日・2年次11日）、夏季休暇（5日、毎年必ず確保している）、年末年始、病気休暇等
- (6) 宿舎：研修医公舎
・自己負担14,000円（駐車場代3,900円別途）
・研修医公舎に空きがない場合は借上公舎（一定額を助成）
- (7) 社会保険等：地方職員共済組合（短期給付・福祉事業のみ）、厚生年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険
- (8) 医師賠償責任保険：病院において加入。個人加入は任意。
- (9) 研修医室：あり（机、ロッカー、書庫、仮眠室あり）
- (10) インターネット環境：インターネット接続が可能な共用のコンピューターを研修医室に設置
- (11) 外部研修：学会、研究会等への参加：可
学会、研究会等への旅費支給：有
このほか、2年次に限りスキルアップのための専門コース参加費用を助成
- (12) アルバイト：研修期間中のアルバイトは禁止する。

2. 組織上の位置づけと労働性・研修の整合性

- (1) 組織上の位置づけ
 - ①研修医は、卒後臨床研修センターに配置する。
 - ②研修医の身分は、会計年度任用職員とする。
 - ③職務、任用、服務については、「8章 研修医の研修規程」を参照。

3. 健康管理

- (1) 定期健康診断：労働安全衛生法に基づき年1回実施（必須）

(2) 特殊業務従事者健康診断：安全労働衛生法に基づき年2回実施（必須）

①電離放射線取扱業務、②深夜業務

(3) 予 防 接 種：常勤職員に準じて実施

(4) コンディションの把握

①チェック項目：勤務時間、睡眠時間、受持ち患者数、対人関係等

②把握方法：アンケート調査、メンター・指導医・指導者からの報告
プログラム責任者による定期的な面談
ストレスチェックの実施

③支 援 体 制

ア. 指導医・上級医、メンター、プログラム責任者による支援

イ. 県職員課の職員相談窓口による支援

ウ. 総務課職員による支援

④ストレス反応を起こした研修医への対応

ア. サポート体制

- ・指導医・上級医、メンター、プログラム責任者からなるサポートチームを編成し対応する。必要に応じ、協力型病院である丸亀病院医師（精神科）がサポートを行う。
- ・プログラム責任者と管理者は、研修の休止、再開、プログラムの調整を行う。

イ. 研修の休止と復帰

- ・研修の休止に当たっては、精神科医師のアドバイスを得るなど、プログラム責任者が研修休止の理由の正当性を判定し、履修期間の把握を行う。
- ・復帰に当たっては、精神科医師のアドバイスを得るなど、研修医のメンタル的な支援を行い、段階的に復帰させる。
- ・指導医・上級医、指導者等への周知徹底を図る。
- ・プログラム責任者は、当該研修医があらかじめ定められた研修期間内に研修を修了できるように努める。

4. 研修医の宿日直、当直室、仮眠室

(1) 宿日直

- ・＊「5章－2 救急医療」の項目を参照

(2) 当直室、仮眠室

- ・当直中の仮眠は、1階の研修医当直室を使用する。
- ・当直室のシーツ等は、清掃業者により取替えを行う。

5. レクリエーションほか

- ・毎年秋に研修医と指導医による1泊2日親睦旅行を実務部会主催で行っている。
- ・4月、3月には医局会主催で歓迎会、送別会を行っている。
- ・毎年春に「研修修了記念文集」を作成して、研修医、指導医、上級医、病院職員の親睦を深めるとともに、お互いの記念としている。